

ガソリンの容器への詰め替え販売に係る留意点

次に示す容器への詰め替え等の留意事項をご確認いただくようお願いします。

1. ガソリンを詰め替え販売する場合には、購入者に対し次の事項を確認してください。

①詰め替える容器の表示

- ・危険物の品名又は化学名 例：「ガソリン」
- ・危険等級 例：「危険等級Ⅱ」
- ・危険物の数量 例：「〇〇リットル」
- ・危険物に応じた注意事項 例：「火気厳禁」
- ・試験確認済証 例：リーフレット参照

②運転免許証などの身分を証明する書類

2. ガソリンの詰め替え販売について、販売記録（販売日時、販売量、購入者の氏名・住所、購入目的など）をとってください。

3. 給油取扱所において、固定給油設備によりガソリンを容器に詰め替える場合の1日の販売総量は、指定数量未満です。

4. 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフ）では、顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは禁止されているので、詰め替えをさせないように注意してください。

なお、容器への詰め替えを行おうとする顧客がいた場合は、放送設備等を用いて制止してください。また、この指示に従わない場合には制御装置を使用してガソリンの供給を停止してください。

5. ガソリンを金属製容器に詰め替える場合は、最大容積が 60 リットル以下の金属製容器で、性能試験に適合するものに限られています。

しかし、乗用車で運搬する場合は、最大容積が 22 リットル以下の金属製容器と金属製ドラム缶（天板固定式）で、性能試験に適合するものに限られています。

6. 灯油用ポリエチレン缶にはガソリンを詰め替えないでください。

7. 詰め替える容器の内容積の 98 パーセント以下の収納率としてください。

8. 詰め替える容器にエレファントノズルを取り付けたままでの運搬は行わない、蓋を確実に密栓するようにしてください。

9. 注入口を上に向け、落下、転倒及び破損しないように固定等をしてください。

10. 不審者を発見した場合は、最寄りの警察署へ通報してください。

問い合わせ先

〒634-0816 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3

奈良県広域消防組合消防本部 予防部危険物課

電話 0744-26-0117（直通） FAX 0744-46-9114